

議案第 5 3 号

海老名市公共下水道使用料徴収条例の一部改正について

海老名市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 8 月 2 9 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

生活保護費における生活扶助費に光熱水費として公共下水道使用料が含まれているため

海老名市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例

海老名市公共下水道使用料徴収条例（平成14年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の第10条第2号の規定により使用料の減免を受けていた者のこの条例の施行の日以後最初に行われる使用料の算定に係る当該使用料の減免については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。